

プラスチック製容器包装



収集日当日の午前7時から午前8時までにお願いします。

(大・小)



このマークが目印です。

プラスチック製容器包装とは

食品や日用品を入れたり(容器)、包んでいた物(包装)で、中の商品を使用したり、取り出したりして不要になったプラスチック製の容器や包装のことです。

対象品目は

カップ類



カップ麺、豆腐、プリン、ゼリーなどの容器

トレイ類



果物、生鮮食品、惣菜などの容器

パック類



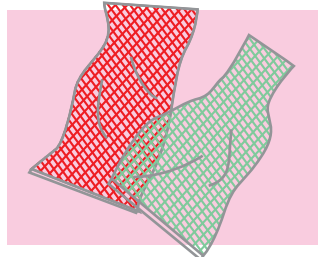
卵、果物、野菜、弁当などの容器

袋類



レジ袋や菓子、食品などの袋

網・ネット類



果物、野菜などを包んだネット類

食品のボトル



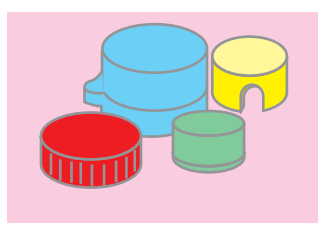
飲料用・酒用・しょうゆなどのペットボトルを除く。

その他のボトル



シャンプー、リンス、洗剤などのボトル

プラスチックのふた

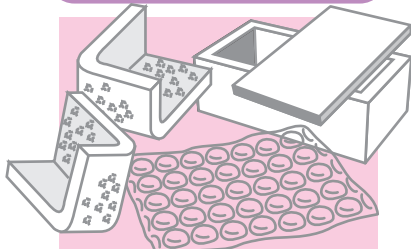


ペットボトル、びんなどのふた

薬の容器類



緩衝材



生鮮食品の保冷、保存の容器や商品の梱包に使用された発泡スチロール製の緩衝材・エアークッションなど

チューブ類



フィルム類



食品用ラップ

※汚れているものはすいください。

※ふたのついているものは、ふたをはずして出してください。